

平成28年度税制改正提言

中小企業の力強い成長なくして 真の経済再生なし！



法人会はこのほど、28年度の税制改正に向けた提言をまとめました。
提言は、財政や税制に関して多岐にわたる内容で、政府や関係省庁に要望の実現を求めています。
主旨を要約掲載いたしますが、活動にご支援を心よりお願いします。

Ⅰ. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて
財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳入・歳入両面からより堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方
持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

3. 行政改革の徹底
消費税引き上げは国民に痛みを求めることには変わりなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ら

4. 消費税引き上げに伴う対応措置
消費税率10%への引き上げに当たっては、行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。

れが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
(3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。
市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

ために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、エネルギーの普及率80%以上を早期に達成する。
(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

なければならぬ。
(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

ものと考えるので、導入の必要はない。
(2) 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
(3) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるように、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
(4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。
消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。
マイナンバーによる国民

の利便性を高めるためにもe-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。
同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

では、①経済の持続的成長と雇用の創出、②少子高齢化や人口減少社会の急進展、③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など経済社会の大きな構造変化、④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅳ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

アジアや欧州各国との税率差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっております。国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。
こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要があり、「20%台」は早期に実現すべきである。

税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえ

ば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。
(1) 我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。
(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。
また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。
なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充
我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。
その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。
(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。
② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
③ 対象会社規模を拡大する。
(2) 親族外への事業承継に対する措置の充実
(3) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設